

「きらり健康生活協同組合 介護福祉士実務者研修通信課程」 学則

(設置者)

第1条

本研修は次の設置者が実施する

きらり健康生活協同組合

福島県福島市野田町1丁目15番12号

電話：024-531-6262 FAX：024-531-6333

(設置目的)

第2条

将来、介護福祉士となり介護業務の中核を担う質の良い人材を育成し、地域社会の利益に貢献する。

(研修の名称)

第3条

きらり健康生活協同組合 介護福祉士実務者研修通信課程

(位置)

第4条

本課程は、福島県福島市野田町1丁目15番12号に置く。

(教員組織)

第5条

教員組織は次の教員を置く

- ・学校の長（養成施設長）
- ・教務に関する主任者
- ・介護過程Ⅲ担当教員
- ・医療的ケア担当教員
- ・その他の教員

(休業日)

第6条

当生協の定める規定に準じる。(年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休業 等)

(受講対象者)

#### 第7条

- (1) 介護福祉士資格を所持していない者。科目の免除を希望している者については、開講の前日までに免除該当資格の修了証が交付されていること。
- (2) 心身ともに健全である者。
- (3) 当医療生活協同組合の組合員に加入していることが望ましい。

(開校及び入所時期)

#### 第8条

- (1) 開校は毎年 6月1日とする。
- (2) 入所時期は各学級入所月の1日とする。  
入所の申し込み締め切りは1週間前とする。但し、申し込み締め切り日以降でも、受講者が募集定員に達していない場合は、当施設の判断により申し込みを受け付けすることができることとする。

(修業年限)

#### 第9条

6か月以上

(学級数、受講生定員)

#### 第10条

定員は1学級を25名とし、学級数は3とする。  
なお、1学年の総定員は50名を超えないこととする。

(受講者の選考)

#### 第11条

入所にあたっての選考試験等は実施しない。

(受講料)

#### 第12条

受講料は次の通りとする。(テキスト費、諸経費込み・消費税別)

- |                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| (1) 450時間コース(無資格・訪問介護員3級資格所持者)     | 80,000円 |
| (2) 320時間コース(訪問介護員2級、初任者研修修了資格所持者) | 70,000円 |
| (3) 組合員のキャンペーン価格等を設定することがある。       |         |

(受講手続き)

### 第 13 条

- ①申込書に必要事項を記載し申し込むこと。(身分証明書、資格証コピーの提出)
- ②当校より学則、受講料振込用紙等を発送する。
- ③学則に同意の上で、受講料の振り込みをする。
- ④入金が確認できた方より受講確定(先着順、選考なし)
- ⑤受講定員を超えた申込があった場合は、当生協の近隣他学級か後発学級を案内する。

(養成課程・履修方法)

### 第 14 条

養成課程・履修方法は次の通りとする

#### (1) 通信課程

受講生はカリキュラムに定めた課題提出期限までに課題を提出する。

受講生は課題の進捗を確認しながら、計画的に課題に取り組むこと。

添削課題は、教務主任が最終確認と成績管理を行った上で、受講生に返却する。

#### (2) 面接授業(スクーリング)

「介護過程Ⅲ」「医療的ケア演習」については、面接授業とする。

面接授業前までに、あらかじめ定められた自宅学習課題に取り組むこと。

(スクーリング施設)

### 第 15 条

介護過程Ⅲ、医療的ケア演習におけるスクリーニング施設は次のとおりとする。

介護過程Ⅲ、医療的ケア演習

施設名：老人保健施設にじのまち 第1教室 及び 第2教室

住所：福島県福島市北沢又字番匠田5

電話：024 - 557 - 7501      FAX：024 - 557 - 7502

(教育課程および授業時間数)

### 第 16 条

教育課程は通信とし、授業時間数は別紙の通りとする。

(使用テキスト)

### 第 17 条

使用するテキストは次の通りとする。

「介護福祉士 実務者研修テキスト」 全5巻 (発行：中央法規)

「介護福祉士実務者研修 WEB 学習システムⅡ (e-CHJ)」 (システム：中央法規)

※コースによって巻数が減る場合がある

(免除科目)

## 第 18 条

科目の免除に関しては次の資格所持者のみとする。

### (1) 初任者研修修了資格所持者…免除 130 時間

免除科目は次の通り

人間の尊厳と自立	5 時間
社会の理解 I	5 時間
介護の基本 I	10 時間
生活支援技術 I	20 時間
生活支援技術 II	30 時間
認知症の理解 I	10 時間
障害の理解 I	10 時間
介護過程 I	20 時間

こころとからだのしくみ I 20 時間

### (2) 訪問介護員 2 級資格所持者…免除 130 時間

免除科目は次の通り

人間の尊厳と自立	5 時間
社会の理解 I	5 時間
介護の基本 I	10 時間
介護の基本 II	20 時間
生活支援技術 I	20 時間
生活支援技術 II	30 時間
介護過程 I	20 時間

こころとからだのしくみ I 20 時間

## 2 無資格者、訪問介護員 3 級資格所持者…免除なし

(その他の免除科目)

## 第 19 条

上記の免除に加え、「喀痰吸引等研修」を修了している方については、医療的ケア（演習含む）を免除する。

(学務規定)

## 第 20 条

- (1) 受講生は面接授業（スクーリング）開始の 5 分前には着席すること。
- (2) 受講生全員で机の並び替えなどの教室の準備を行う。

(受講心得)

#### 第 21 条

有意義な研修にするために、次の項目を受講心得とする。

- (1) 通信課題に真摯に取り組み、定められた期限に提出すること。
- (2) 講師の指示に従い、故意に授業の進行を妨げないこと。
- (3) 講義中の携帯電話、タブレットなど OA 機器の使用（通話・メール、教室内での充電）は禁止する。
- (4) 身だしなみを整え、介護を学ぶのにふさわしい服装で研修に臨むこと。
- (5) 通学授業内容の録音、録画を行わないこと。
- (6) 教室内での勧誘行為、経済的行為、宗教活動行為を行わないこと。
- (7) 通学授業時の貴重品の管理は個人の責任において行うこと。

(通学授業時の欠席・遅刻・早退について)

#### 第 22 条

欠席・遅刻・早退の場合は、必ず本校事務局へ連絡を入れることとする。

(補講)

#### 第 23 条

- (1) やむを得ない事情で面接授業（スクーリング）の一部を欠席した場合は第 10 条に定める修業期限内に補講（振替授業）を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合補講にかかる受講料は徴収しない。
- (2) 下記のやむを得ない事情と認められる事由にあたらないと、学校の長が判断する場合は、補講にかかる費用として、自己負担 3,000 円（税別）を請求する。

**【やむを得ない事情と認められる事由】**

- ・ 疾病または負傷
- ・ 天災（水害・火災・地震・暴風雨雪）
- ・ 暴動、交通事故
- ・ 法令の定める事由
- ・ その他やむを得ない事由として学校の長が認めたもの

(在籍期限)

#### 第 24 条

在籍は 2 年を期限とする。

(休学及び復学)

#### 第 25 条

- (1) 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて提出し、学校の長の承認を得なければならない。
- (2) 休学の期間は最長 1 年までとし、これを超える場合には退所しなければならない。
- (3) 第 24 条 (1) の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを、学校の長が認めたときに復学することができる。

(賞罰)

#### 第 26 条

受講生が学則ならびに、本分に反する行為があった場合には注意を促し、改善が見込まれない場合には罰することができる。

(退所処分)

#### 第 27 条

次に該当した場合は受講中止とし、注意を促しても改善が見られない場合は、退所を言い渡す場合がある。

- (1) 受講にあたって提出した書類に虚偽記載の内容があるとき。
  - (2) 施設の秩序や研修受講環境を著しく乱したとき、又は乱すおそれがあるとき。
  - (3) 故意に施設の設備、物品を紛失、破損、又は施設外に持ち出そうとしたとき。
  - (4) 法令違反等公序良俗に違反し、社会通念上、研修受講者として相応しくないと判断されたとき。
- 2 前項の事由により、学校の長が退所処分を決定した者は、その決定に従うものとする。尚、受講料の未納金は退所の日までに全額を納入しなければならない。

(学習の評価及び課程修了の認定)

#### 第 28 条

学習の評価は科目ごととする

- (1) 受講料を全額納付し、定められたカリキュラムの全課程を履修すること。
- (2) 【通信課題】 e-ラーニングによる通信添削課題をすべて提出するとともに提出期限を厳守し、合格点が各科目で 7 割以上の得点であること。  
なお、正当な理由なく期限までに提出のないときは減点の対象と場合がある。  
合格点が 7 割に満たない場合は再学習を指導し、合格するまで再提出を行う。  
合格できなかった場合は、未修了扱いとする。
- (3) (介護過程Ⅲ) 【面接授業】  
介護過程Ⅲに 2/3 以上の出席があり、試験の合格点 (100 点満点中 70 点以上) を満たし

ていること。不合格者は、当日中に1時間の補習、再評価を受ける。ただし、それでも合格できなかった場合は未修了扱いとする。

#### (4) (医療的ケア)【面接授業】

医療的ケア(演習)に出席し、全ての演習を実施した上で各行為の評価基準を満たしていること。1行為でも不成功の場合は未修了とする。

※《科目履修について》

次に該当する者が、当研修の次学級で科目単位の再履修する場合は無料となる。但し、無料の再履修は1科目1回までとする。また再履修であってもその学級の修了日を待たなければ修了証は発行できない。

①介護過程Ⅲの2/3以上の出席がない者

②医療的ケア演習で規定の評価回数を超えても合格できず、未修了扱いとなった者

③再提出を含め、自宅学習課題が修了式までに提出、合格できなかった者

※途中退所の者は対象外とする。

(修了証明書の交付)

#### 第29条

修了評価、通信課題提出状況、受講態度、習熟度等を総合的に判断し、修了を認定された者に対し、修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

#### 第30条

修了証明書の紛失があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし、再交付手数料として1,000円(消費税別)を申し付けるものとし、受け取りは原則本人が当生協に来所するものとする。

(退所手続き)

#### 第31条

やむを得ない事情等で学習継続が不可能になった場合、退所届を提出し当生協が受理することで退所とする。

(その他研修に係る留意事項)

#### 第32条

天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講生の不利益にならないよう最善の措置をとることとする。天候不順の場合、安全面を考慮し講義を中止することがある。

(個人情報の取扱い)

第 33 条

受講生の個人情報は研修運営に関してのみ利用し、それ以外での目的では一切使用しない。  
受講生の同意を得ていない個人情報については、第三者に開示することは一切しない。

(施行細則)

第 34 条

この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当生協がこれを定める。

(附則) この学則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この改正学則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この改正学則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この改正学則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。



別紙 授業時間数

教育内容	450Hコース ・無資格 ・訪問介護員3級		320Hコース ・訪問介護員2級		320Hコース ・介護職員初任者研修	
	通信	通学	通信	通学	通信	通学
人間の尊厳と自立	5	○	免除		免除	
社会の理解Ⅰ	5	○	免除		免除	
社会の理解Ⅱ	30	○	30	○	30	○
介護の基本Ⅰ	10	○	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20	○	免除		20	○
コミュニケーション技術	20	○	20	○	20	○
生活支援技術Ⅰ	20	○	免除		免除	
生活支援技術Ⅱ	30	○	免除		免除	
介護過程Ⅰ	20	○	免除		免除	
介護過程Ⅱ	25	○	25	○	25	○
介護過程Ⅲ 5日間(スクーリング)			45		45	45
こころとからだのしくみⅠ	20	○	免除		免除	
こころとからだのしくみⅡ	60	○	60	○	60	○
発達と老化の理解Ⅰ	10	○	10	○	10	○
発達と老化の理解Ⅱ	20	○	20	○	20	○
認知症の理解Ⅰ	10	○	10	○	免除	
認知症の理解Ⅱ	20	○	20	○	20	○
障害の理解Ⅰ	10	○	10	○	免除	
障害の理解Ⅱ	20	○	20	○	20	○
医療的ケア	50	○	50	○	50	○
医療的ケア演習 2日間(スクーリング)				9		9
				9		9
実務者研修受講時間数	468		338		338	